

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月23日 11時45分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北小松の湖岸付近（琵琶湖西部） 大堂四等三角点から真方位108°800m付近 （概位 北緯35°14.6′ 東経135°57.8′）
事故の概要	水上オートバイグーフィー ^{アンド} &マックスは、航行中、また、水上オートバイ ^{エステイ-エックス} STX-15F ^{エフ} は、湖岸付近で錨泊中、両船が衝突した。 グーフィー&マックスは、右舷船首部に擦過傷を生じ、また、STX-15Fは、左舷船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月3日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ グーフィー&マックス、0.1トン 250-54746大阪、個人所有 B 水上オートバイ STX-15F、0.1トン 251-20283滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、操縦免許なし 船舶所有者A B 船舶所有者B、特殊小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	操縦者Aは、砂浜に近づいて停船させようとしたが、止める方法が分からず、前進を続けた。 操縦者Aは、特殊小型船舶操縦免許を取得しておらず、水上オートバイの乗船経験がなかった。 船舶所有者Aは、本事故発生場所とは別の砂浜で横になっていたところ、操縦者Aがいないこと及びA船がないことに気付き、友人と共に他の水上オートバイで付近を捜していた。 船舶所有者Bは、B船を湖岸付近に錨泊させ、約20m離れた砂浜にいた。
分析	A船は、操縦者Aが、水上オートバイの操作方法を知らなかったことから、停船させる方法が分からず、前進を続けたものと考えられる。

	<p>操縦者 A は、特殊小型船舶操縦免許を取得していなかったことから、小型船舶操縦者として A 船を操縦してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A 船の操縦者 A が水上オートバイの操作方法を知らなかったため、A 船が錨泊中の B 船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイの所有者は、他人が乗船しないよう、緊急エンジン停止コードを抜いておくなど、管理を適切に行うこと。・水上オートバイの所有者は、特殊小型船舶操縦免許を取得していない者に水上オートバイを操縦させてはならない。